

動薬協会発 187 号

平成27年12月11日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 福井 邦 顕  
(公 印 省 略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の  
施行について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より、別添の通知がありましたのでお知らせします。

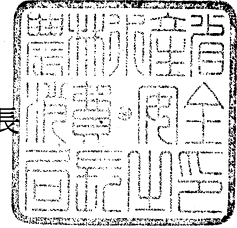
なお、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 飼料安全基準班から事務連絡(参考)を添付しています。

別添

27消安第4445号  
平成27年12月7日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令  
の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第82号）が平成27年12月7日付けで公布されたことについて、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



写

27消安第4445号  
平成27年12月7日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令  
の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第82号。以下「改正省令」という。）が平成27年12月7日付で公布され、同日付で施行されました。

本改正内容について、下記事項に留意の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

## 記

### 第1 改正の要旨

#### 1 モネンシナトリウム関係

モネンシナトリウムは、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を目的として、昭和53年に飼料添加物として指定されており、鶏（産卵中の鶏を除く。）及び牛（幼齢期及び肥育期（生後おおむね3月超））を対象とする飼料への使用が認められている。

今般、農業資材審議会において、生後おおむね3月以内（主として離乳後）の牛においても、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進に係る効果及び安全性が確認された。

このため、当該飼育期の牛を対象とする配合飼料（脱脂粉乳を主原料とするもの以外のものに限る。）への適用を追加するとともに、当該飼料の表示の基準を設定する。

#### 2 アビラマイシン関係

アビラマイシンは、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を目的として、平成4年に飼料添加物として指定されており、鶏（採卵中の鶏を除く。）及び豚（種豚及び体重がおおむね70kgを超える豚を除く。）を対象とする飼料への使用が認められている。

近年、諸外国では、製造用原体中のアビラマイシンの含有濃度を一定にす

る目的で、製造用原体の製造過程においてソイビーンミルランを加える方法が用いられるようになっていく。

今般、農業資材審議会において、当該方法によっても製剤としての品質に影響がないことが確認されたことから、製造用原体の製造方法の基準に当該方法を追加するとともに、本変更に伴う成分規格の変更を反映する。

## 第2 改正に伴う留意事項

### 1 モネンシンナトリウム関係

モネンシンナトリウムは、離乳前の牛に対して飼料添加物としての効果が確認されていないことから、離乳前の牛用飼料であって脱脂粉乳を主原料とするもの（ほ乳期子牛育成用代用乳用飼料）については、モネンシンナトリウムを含むことを認めていない。このため、飼料製造業者及び飼料販売業者に対し、当該飼料の製造及び販売を行うことのないよう十分指導されたい。

今般追加する、モネンシンナトリウムを含む生後おおむね3月以内（主として離乳後）の牛を対象とする配合飼料（ほ乳期子牛育成用代用乳用飼料を除く。）については、モネンシンナトリウムを含む牛を対象とする幼令期用飼料及び肥育期用飼料と同様の管理を行わせることとしたので、飼料製造業者に対しては、当該飼料の規格及び基準を遵守するよう十分指導されたい。

また、モネンシンナトリウムを含む飼料を給与する畜産農家に対しては、当該飼料の表示に従った使用を行うよう十分指導されたい。

### 2 アピラマイシン関係

アピラマイシンを製造する飼料添加物製造業者及び輸入業者に対しては、アピラマイシンの成分規格及び基準を遵守するよう十分指導されたい。

## 第3 施行期日

改正省令は、公布の日（平成27年12月7日）から施行することとする。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文  
 ○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

- (1) 飼料一般の成分規格
- ア・イ (略)

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料	鶏(ブロイラーを除く。)		豚		牛		馬	
	幼 う す う	前 期 用	後 期 用	ほ 乳 期 用	子 豚 期 用	ほ 乳 期 用	幼 齢 期 用	肥 育 期 用
飼料添加物名	単位							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
モネンチン トリカ	80	80	80			30	30	30

注

- 1 対象飼料とは、次のものをいう。  
 鶏（ブロイラーを除く。）用 (略)  
 ブロイラー用 (略)

別表第1（第1条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

- (1) 飼料一般の成分規格
- ア・イ (略)

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

対象飼料	鶏(ブロイラーを除く。)		豚		牛		馬	
	幼 う す う	前 期 用	後 期 用	ほ 乳 期 用	子 豚 期 用	ほ 乳 期 用	幼 齢 期 用	肥 育 期 用
飼料添加物名	単位							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
モネンチン トリカ	80	80	80			30	30	30

注

- 1 対象飼料とは、次のものをいう。  
 鶏（ブロイラーを除く。）用 (略)  
 ブロイラー用 (略)

豚用 (略)  
牛用 ぼ乳期用 生後おおむね3月以内の牛用飼料(モネンジン

ナトリウムを含むものにあつては、主として離乳後の牛の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするもの以外のものに限る。)

幼齢期用 (略)  
肥育期用 (略)

2 (略)  
エ〜チ (略)

②〜④ (略)  
⑤ 飼料一般の表示の基準

ア (略)  
イ 飼料(飼料添加物を含むものに限る。)には、次に掲げる事項を表

示しなければならぬ。  
①〜③ (略)

④ モネンジンナトリウムを含む牛用のぼ乳期用飼料にあつては、次の文字

使用上の注意

1 生後おおむね3月以内の牛以外には使用しないこと(特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。)

2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。

⑤ (略)

別表第2 (第2条関係)

1〜7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

①〜③ (略)

④ アピラマイシン

ア 製造用原体

⑦ 成分規格

豚用 (略)  
牛用 ぼ乳期用 生後おおむね3月以内の牛用飼料

幼齢期用 (略)  
肥育期用 (略)

2 (略)  
エ〜チ (略)

②〜④ (略)  
⑤ 飼料一般の表示の基準

ア (略)  
イ 飼料(飼料添加物を含むものに限る。)には、次に掲げる事項を表

示しなければならぬ。  
①〜③ (略)

④ モネンジンナトリウムを含む牛用のぼ乳期用飼料にあつては、次の文字

使用上の注意

1 生後おおむね3月以内の牛以外には使用しないこと(特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。)

2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。

⑤ (略)

別表第2 (第2条関係)

1〜7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

①〜③ (略)

④ アピラマイシン

ア 製造用原体

⑦ 成分規格

(略)

粗脂肪 20.0%以下  
粗繊維 20.0%以下

(略)

(i) 製造の方法の基準

*Streptomyces viridochromogenes*のテトラサイクリン生産菌株を好氣的に培養し、培養を終了した後、必要に応じて凝固剤として水酸化カルシウム等を加えて固形物を分離し、分離した固形物に必要に応じてソイビーシムルランを加え、乾燥して製造すること。

(ii) (略)

イ 製剤 (略)

(107)～(159) (略)

(略)

粗脂肪 15.0%以下  
粗繊維 10.0%以下

(略)

(i) 製造の方法の基準

*Streptomyces viridochromogenes*のテトラサイクリン生産菌株を好氣的に培養し、培養を終了した後、必要に応じて凝固剤として水酸化カルシウム等を加えて固形物を分離し、分離した固形物を乾燥して製造すること。

(ii) (略)

イ 製剤 (略)

(107)～(159) (略)

参考

事務連絡  
平成27年12月7日

関係各位

農林水産省 消費・安全局  
畜水産安全管理課 飼料安全基準班

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要

- 飼料添加物（モネンシナトリウム、アビラマイシン）の見直し -

1. 飼料添加物の基準及び規格は、有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められています。
2. 今般、飼料添加物モネンシナトリウム及びアビラマイシンの基準等の見直しについて、農業資材審議会や食品安全委員会の了承を経て、本年12月7日に省令の一部を改正しました。
- 3 改正の概要
  - (1) モネンシナトリウムについて、対象飼料※に生後おおむね3月以内（主として離乳後）の牛を対象とする配合飼料（ほ乳期子牛育成用代用乳用飼料を除く。）（添加量：30g 力価/t）を追加するとともに、当該飼料の表示の基準を設定しました。  
(※) 鶏用飼料（産卵中を除く）及び生後おおむね3月超の牛用飼料
  - (2) アビラマイシンについて、製造用原体の製造途中にソイビーンミルラン（粉碎した大豆）を追加する方法を追加するとともに、粗脂肪及び粗繊維の規格値を変更しました。



担当： 畜水産安全管理課  
飼料安全基準班 古川  
TEL：03-3502-8111（内線：82112）



(参考)

モネンシンナトリウムを添加した  
ほ乳期子牛育成用配合飼料の表示例

飼料の名称 ○○印ほ乳期子牛育成用配合飼料○○号  
飼料の種類 ほ乳期子牛育成用配合飼料  
製造年月 平成○○年○○月  
製造業者の氏名又は名称及び住所 ○○会社 ○○県○○市○○番地  
製造事業場の名称及び所在地 ○○会社○○工場 ××県××市○ 番地  
対象家畜等 生後おおむね3月以内(主として離乳後)の牛  
正味重量 ○○kg  
成分量  
含有する飼料添加物の名称及び量 モネンシンナトリウム 30g力価/トン

使用上の注意

- 1 生後おおむね3月以内の牛以外には使用しないこと(特に馬に給与すると障害を起しやすいため注意すること)。
- 2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。
- 3 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用しないこと。
- 4 この飼料は、食用を目的として屠殺する前7日間は使用しないこと。

原材料名等

原材料の区分	区分別 配合割合	原 材 料 名
穀類	%	○○○、○○○、○○○ (○○○)
そうこう	%	○○○、○○○
類植物性油かす	%	○○○
その他	%	○○○

(注)

1. 原材料名は、原則として配合割合の高い順である。
2. ( ) 内の原材料は、原材料の調達に係る事情の変化により使用しないことがある。